

平成23年度下半期 予算の執行状況

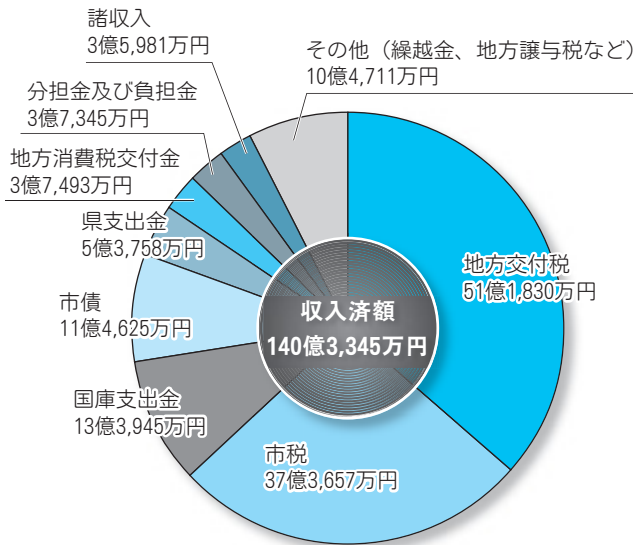
市では、年2回、条例に基づいて財政状況を公表しています。今回は、5月1日に告示した平成23年度予算の3月31日までの執行状況をお知らせします。

なお、市の会計は、病院事業会計を除き5月31日までの出納整理期間があるため、決算額とは異なります。

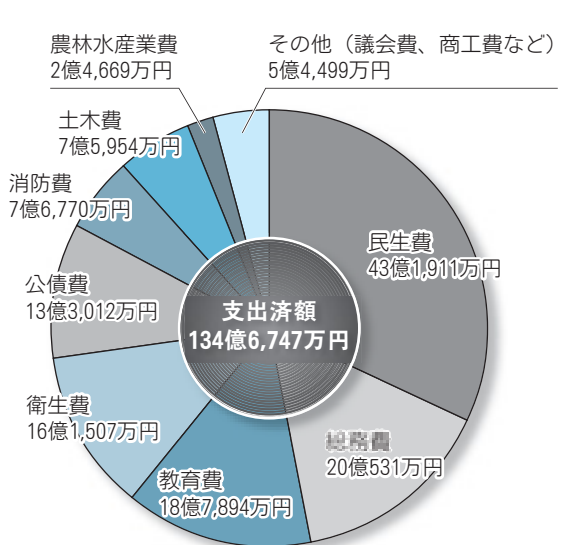
問 財政課財政班 ☎73-0085

一般会計の執行状況

歳入
 予算現額 150億9,199万円
 収入済額 140億3,345万円
 収入割合 93.0%



歳出
 予算現額 150億9,199万円
 支出済額 134億6,747万円
 支出割合 89.2%



◆病院事業会計の執行状況

区分	予算現額	執行済額	執行率
収益的	収入	25億3,447万円	94.9%
	支出	26億2,457万円	98.3%
資本的	収入	4億2,185万円	92.0%
	支出	4億2,809万円	91.9%

◆特別会計の執行状況

区分	予算現額	執行済額	執行率
国民健康保険特別会計	歳入	49億8,900万円	92.0%
	歳出	48億8,316万円	90.1%
後期高齢者医療特別会計	歳入	3億714万円	97.0%
	歳出	2億7,728万円	87.5%
介護保険特別会計	歳入	26億1,766万円	94.7%
	歳出	24億6,919万円	89.3%

◆市有財産

区分	土地 (㎡)	建物 (㎡)		
行政財産	本庁舎	18,570.00	5,365.58	
	行政機関のその他の施設	消防	3,727.22	100.90
		その他の施設	10,563.00	3,277.00
	公共用財産	学校	275,285.26	68,468.55
		住宅	39,595.30	10,276.56
		公園	168,423.84	170.48
		その他の施設	258,490.42	34,359.73
その他	200.00			
普通財産	宅地	80,199.37	4,853.13	
	山林	78,445.25		
	その他	278,455.43		
合計	1,211,955.09	126,871.93		

◆基金

財政調整基金	16億2,429万円
国民健康保険財政調整基金	8,447万円
社会福祉振興基金	5億318万円
ふるさと振興基金	3億975万円
減債基金	1億8,509万円
育英資金貸付基金	1億8,174万円
スポーツ推進基金	2,654万円
介護給付費準備基金	1億1,126万円
高額療養費資金貸付基金	1,004万円
出産費資金貸付基金	703万円
学校施設整備基金	8,433万円
地域振興基金	7億8,447万円
土地開発基金	
土地	13,849.21㎡
現金	9,184万円

◆公債残高

普通債	
総務	15億4,067万円
民生	4,038万円
衛生	5億3,433万円
農林水産業	3億66万円
土木	28億4,031万円
公営住宅	9,881万円
消防	7,520万円
教育	17億1,981万円
災害復旧債	
土木	205万円
文教施設	7万円
その他	33万円
その他	
市民税等減税補填債	3億6,346万円
臨時財政対策債	55億2,080万円
臨時税収補填債	1,634万円
退職手当債	1億3,610万円
借換債	4,099万円
合計	132億3,031万円

市・県民税の改正ポイント

扶養控除などの見直し

平成24年度(平成23年分所得)の市・県民税納税通知書が6月中旬に送付されます。これに伴い適用される主な改正点などについてお知らせします。

平成24年度からの主な改正点

◆扶養控除の見直し

①子ども手当(現・児童手当)の創設に伴い、年少扶養親族(16歳未満の扶養親族)に対する扶養控除(33万円)が廃止されます。

②特定扶養親族(16歳以上23歳未満の扶養親族)は、高校の授業料無償化に伴い、16歳以上19歳未満の扶養親族に限って、扶養控除の上乗せ分

(12万円)が廃止され、扶養控除額が33万円になります。
 (イメージ図1参照)

◆同居特別障害者に対する障害者控除の見直し
 年少扶養控除の廃止に伴い、控除対象配偶者または扶養親族が同居の特別障害者である場合には、配偶者控除または扶養控除の額に23万円を加算

する措置が、特別障害者控除額30万円に23万円を加算する措置に改められます。なお、障害者控除額の合計は従前と変わりません。
 (イメージ図2参照)

◆寄付金税額控除の見直し
 寄付金税額控除の適用下限額が5千円から2千円に引き下げられます。

①平成23年1月1日以後の寄付金から適用されます。

②前年1月から12月の間に控除対象となる寄付をした人は、翌年度の市・県民税所得割から税額控除されます。

◆均等割が課税されない人
 平成23年中の所得が次の算式で計算した金額以下の人
 28万円×(控除対象配偶者および扶養親族の数+1)+16万8千円
 ただし、控除対象配偶者および扶養親族がいない場合は28万円

◆所得割が課税されない人
 平成23年中の所得が次の算式で計算した金額以下の人
 35万円×(控除対象配偶者および扶養親族の数+1)+32万円
 ただし、控除対象配偶者および扶養親族がいない場合は35万円

無収入で申告してない人

平成23年中に高齢や無職などにより所得がなかった人、どなたかに扶養されていた人または18歳以上の学生の人でも申告書の提出をお願いします(国民健康保険税の軽減適用や各種税務証明書の基礎資料になります)。

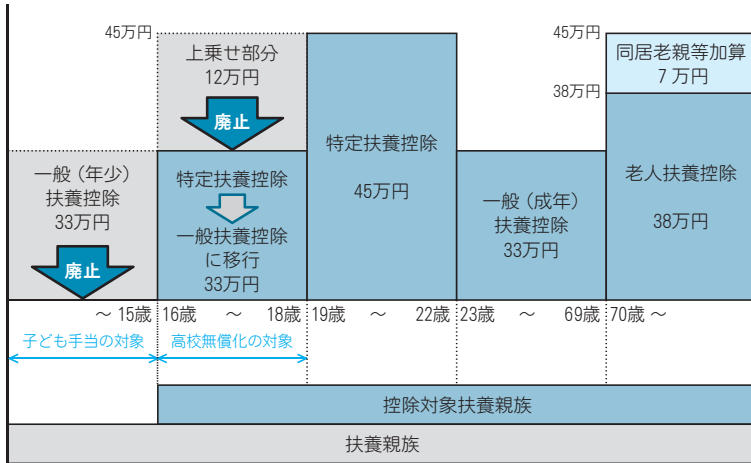
※詳しくは、左記へお問い合わせください。

税務課市民税班

☎ 73・0087

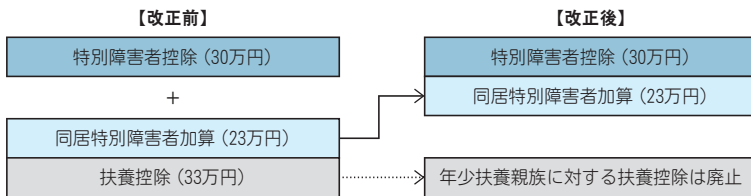
〈イメージ図1〉

◆扶養控除の改正

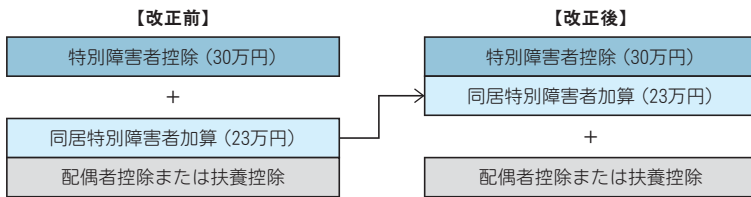


〈イメージ図2〉

◆年少扶養親族が同居の特別障害者であった場合



◆控除対象配偶者または扶養親族(年少扶養親族を除く)が同居の特別障害者であった場合



◆均等割も所得割も課税されない人
 ①生活保護法により生活扶助を受けている人
 ②障害者、未成年者、寡婦または寡夫で、平成23年中の所得が125万円以下の人